

## 国立社会保障・人口問題研究所における人を対象とする研究に関する倫理指針

平成29年7月27日

(所長伺い定め)

### (目的)

第1条 この指針は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「研究所」という。）において実施する研究のうち、人を対象とする研究（以下「研究」という。）に携わる全ての関係者（以下「研究者等」という。）が遵守すべき事項を定めることにより、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的とする。

2 研究者等はこの指針を遵守し、研究を進めなければならない。

### (定義)

第2条 この指針において「人を対象とする研究」とは、自然科学又は人文社会科学の調査及び社会実験をいい、個人又は集団を対象に、その行動、心身若しくは環境等に関する情報を収集し、又はデータ等を採取する作業を含む研究（法令の定める基準の適用範囲に含まれる研究を除く。）のことをいう。

2 この指針において「個人の情報又はデータ等」とは、個人又は集団の特性としての思想、心情、身体、行動、環境等に関する情報又はデータのことをいう。

3 この指針において「研究対象者」とは、研究のため個人の情報又はデータ等を提供し、研究の対象となる者をいう。

### (所長の責務)

第3条 研究所所長（以下「所長」という。）は、研究所で実施することを承認した研究について総括的な監督を行うとともに最終的な責任を負うものとする。

2 所長は、研究を適正に実施するために必要な体制及び規程を整備するものとする。

3 所長は、研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

4 委員会の組織及び運営については、別に定めるところによる。

5 所長は、研究者等から研究の実施又は計画の変更の承認を求められたときは、委員会に意見を求め、その意見を尊重して、実施又は変更の適否に関して決定を行うものとする。

### (研究者等の責務)

第4条 研究者等は、研究を実施する場合は、個人の生命、尊厳及び基本的人権を尊重し、科学的かつ社会的に妥当な方法及び手段で、その研究を遂行しなければならない。

2 研究者等は、研究を実施する場合は、安心かつ安全な方法で行い、研究対象者の身体的若しくは精神的な負担又は苦痛を最小限にするよう努めなければならない。

3 研究者等は、研究並びに研究に関する情報の収集及び分析を行う場合は、委員会の審査及び所長の承認を受けた研究の実施計画（公表計画を含む。）に従って適正に実施しな

なければならない。

第5条 研究者等は、個人の情報又はデータ等を収集し、又は採取する場合は、研究対象者に対し、研究目的、研究計画及び研究成果の公表方法等について研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

2 研究者等は、個人の情報又はデータ等を収集し、又は採取する場合において、研究対象者に対し、何らかの身体的若しくは精神的な負担又は苦痛を伴うことが予見されるときは、その予見される状況を研究対象者が理解できる言葉で説明しなければならない。

第6条 研究者等は、個人の情報又はデータ等を収集し、又は採取する場合は、あらかじめ文書により研究対象者の同意を得なければならない。

2 前項の同意には、個人の情報又はデータ等の取扱い及び発表の方法等に関わる事項を含むものとする。

3 研究者等は、研究対象者が不利益を受けることなく研究実施期間（研究成果の公表までの期間を含む。）においていつでも、同意を撤回し研究への協力を中止する権利及び当該個人の情報又はデータ等の開示を求める権利を有することを研究対象者に告げなければならない。

4 研究者等は、第1項の同意に関する文書及び記録を作成の日から起算して5年間保管しなければならない。

5 研究者等は、研究対象者が第1項の同意を撤回した場合は、当該個人の情報又はデータ等を廃棄しなければならない。

（第三者への委託）

第7条 研究者等は、第三者に委託して、個人の情報若しくはデータ等を収集し、又は採取する場合は、この指針の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。

（その他）

第8条 この指針に定めるもののほか、研究の適正な実施に関し必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この指針は、平成29年10月1日から施行する。